

松本市内で廃棄物を排出する 排出事業者の皆さまへ



事業系ごみの
適正処理
できていますか？

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)では、以下のとおり定められています。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(廃掃法第3条第1項)

廃掃法違反には 罰則があります

ごみの不適正処理等、廃掃法に違反した場合、最大で懲役5年もしくは罰金1,000万円(法人の場合は3億円)、または併科に処せられます。



ごみステーションには 出せません

市が収集を行うごみステーションは家庭系ごみ専用であるため、事業系ごみを出すことはできません。

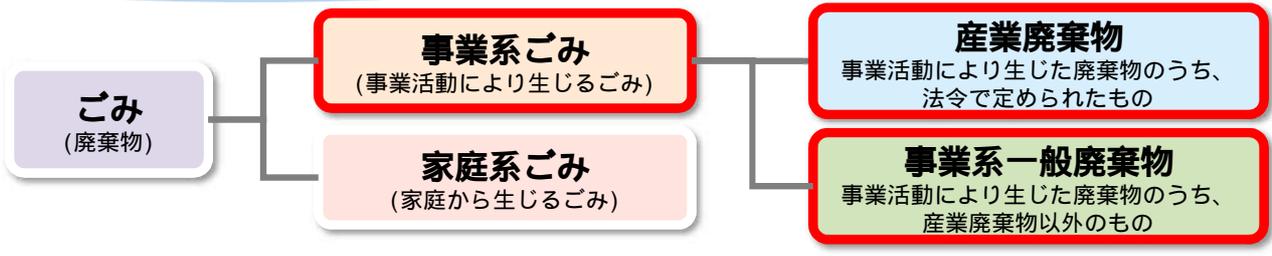


事業系ごみの内容は 市が確認しています

展開検査により、事業系一般廃棄物から不適物(産業廃棄物や不燃物等)が発見された場合には、排出事業者に対して立入検査を行っています。



事業系ごみについて



よくある産業廃棄物

廃プラスチック類	ビニール袋、食品トレイ、発泡スチロール、ストレッチフィルム、PPバンド など 汚れの度合いにかかわらず、材質によって分別してください。	
その他	オフィス什器 (廃プラ、金属くず、ガラスくずの混合物) OA機器 (廃プラ、金属くず、ガラスくずの混合物) 蛍光管・電球 (廃プラ、金属くず、ガラスくずの混合物) 乾電池・充電電池 (金属くず、汚泥の混合物)	

産業廃棄物の処理の流れ

分別・保管



産業廃棄物は以下の保管基準に従い、周辺地域の生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。(廃掃法第12条第2項)

- ・保管場所の周囲に囲いが設けられていること
- ・見やすい箇所に所定の掲示板が設けられていること
- ・産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止すること など

収集運搬



産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者に委託しなければなりません。(廃掃法第12条第5項)

委託契約は書面で行う必要があります。 中間処理施設への自己搬入も可能です。 収集車両には「産業廃棄物収集運搬車」と表示されています。

契約した業者に産業廃棄物を引き渡す際には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。(廃掃法第12条の3第1項)

中間処理



産業廃棄物処分業の許可を有する業者に委託しなければなりません。(廃掃法第12条第5項)

委託契約は書面で行う必要があります。

産業廃棄物の処分業の許可を有する業者の施設に搬入され、破碎、切断、選別、焼却等の様々な方法で中間処理されます。

最終処分

中間処理後、最終処分場で埋立処理又はリサイクル施設でリサイクル処理されます。

詳細は、松本市ホームページをご確認ください。

松本市 排出事業者

検索



松本市 環境エネルギー部
廃棄物対策課
TEL:0263-47-1350